

PTA表彰規則

1. 目的 本会の目的に賛同し、多大なる協力または貢献をした者に対して感謝の意を表するものである。
2. 対象 表彰の対象者は、次の通りとする。
 - (1)一定以上の期間、会長、副会長、監事、事務局長、各委員会委員長を務めた者。
 - (2)その他特に功績が顕著であると認められる者については、その都度協議する。
3. 選考 会長、副会長、監事が厳正なる審査により決定する。
4. 時期 必要に応じ随時とするが、対象者が本会の会員の場合、当該会員が脱会する時に表彰する。

付則

この規定は、平成4年5月13日より実施する。

平成6年5月 7日より実施する。

表彰細則

1. 対象の項目において一定期間とは、次の年数をいうものとする。

会長、副会長、監事、事務局長、各委員会委員長→2年以上
2. 表彰後は、速やかに関係書類を整理し、表彰台帳に記載し、事務局長がこれを管理する。